３　前項の者は、法第四条第二項第一号の規定による認定を受けた後、第四条第三項の規定により当該認定が取り消されたときは、遅滞なく、その旨を司法試験委員会に報告しなければならない。ただし、司法試験委員会が既にその事実を知っているときは、この限りでない。

４　［略］

［項を削る。］

５　第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を、前項の受験願書には、法第五条第三項第二号の規定により選択する科目をそれぞれ記載しなければならない。

６　［略］

７　郵便によって出願用紙の交付を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、その送付先を明記した封筒に、法第七条の規定による公告において指定された額の郵便切手を貼り付けて、司法試験委員会に提出しなければならない。

（受験手数料の納付方法）

第六条　法第十一条第一項に規定する受験手数料は、前条第一項又は第四項の受験願書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

（受験者が守るべき事項等）

第七条　［略］

（合格者の公告）

第八条　［略］

［項を加える。］

２　［同上］

３　第一項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期（当該司法試験を行う日が属する年の三月三十一日前である場合に限る。）において当該出願期間の終期後最初の三月三十一日（以下「基準日」という。）までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。

４　第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を、第二項の受験願書には、法第五条第三項第二号の規定により選択する科目をそれぞれ記載しなければならない。

５　［同上］

６　郵便によって出願用紙の交付を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、その送付先を明記した封筒に、法第七条の規定による公告において指定された額の郵便切手をはり付けて、司法試験委員会に提出しなければならない。

（受験手数料の納付方法）

第四条　法第十一条第一項に規定する受験手数料は、前条第一項又は第二項の受験願書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

（受験者が守るべき事項等）

第五条　［同上］

（合格者の公告）

第六条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に規定する日から施行する。ただし、第一表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に規定する日から施行する。

○財務省令第十一号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令

財務省聴聞手続規則（平成六年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十一条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行なわれなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 ［一～八　略］	（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十一条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行なわれなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～八　同上］